

参議院社会労働委員会會議録第十三号

(110111)

昭和三十三年三月二十三日(土曜日)午前十時三十二分開会

出席者は左の通り。

委員長	千葉	信君
理事		

委員

山本經勝君

○健康保険法等の一部を改正する法律案（山下義信君外四名発議）（第二十

五回国会継続)

○健康保険法等の一部を改正する法律案（内閣提出、衆議院送付）

○船員保険法の一部を改正する法律案
(内閣提出、衆議院送付)

○厚生年金保険法の一部を改正する法律案（内閣提出、衆議院送付）

○委員長（千葉信君） ただいまから社会労働委員会を開会いたします。

健康保険法等の一部を改正する法律案（第二十五国会参第一号）、健康保険法等の一部を改正する法律案（第二十五国会閣法第四号）、船員保険法の一部を改正する法律案（第二十五国会閣法第五号）、厚生年金保険法の一部を改正する法律案（第二十五国会閣法第六号）以上四案を議題といたします。

前田に引き続き質屋を願います。

○山下善信君 私は衆議院の付帯決議につきまして、その趣旨を明確にしたいという質疑をさせていただいております。四項目の決議のうち、特に第三項につきまして昨日お伺いをいたしましたのであります。私が質疑をいたしましたところにつきまして用語をきめておきまするに思いますので、実は単価の引き上げということとは単価それだけの問題ではないのでありまして、関係いたしまする診療報酬制度の諸般の点にもとより関連があるのでありますが、要するところ、医師に対する報酬を引き上げよう、医師の収入を増加させよう、こういう意味でございますので、それの意味を含めまして単価の引き上

け、こういう言葉を使いたいと思いますので、御了承願いたいと思うのであります。

私の本日の質問は、二十のとびらのような質問のいたし方はしないつもりであります。本日はせっかくのウィーク・エンドの日をこうして委員会を開きになったのでありますから、有効適切にこの時間を使わせていただきまして、率直に質問者の手のうちのカードをきょうは皆開き出しまして伺いたいと思いますので、明確な御答弁がいただきたいと思います。

私が衆議院並びに政府当局の御方針を明確にしていただきたいと思ひます。点は、三点実はあつたのであります。

第一点は、単価の引き上げに關する政府当局の御方針がやや明確を欠くくらいがあり、かつまた、事務當局に關連しての御説明にも、大臣との御所信との間に食い違ひがあらはしないかという点をお尋ねいたしましたのでございしますが、これは昨日明確になりました。単価の引き上げをやるのだ、その方針で厚生省としては調査立案に着手するのだということが明確になりましたので、これは昨日の御答弁を丁とした次第であります。

そこで、本日は御方針は明確になり
ましたが、果して単価の引き上げとい
うことが実現性があるかどうかという
ことににつきまして伺いたいと思うので
あります。私は率直に申し上げまし
て、その実現性に多大な疑問を持つ一
人であります。従いまして、実現の可

能性が非常に疑わしいということになりますと、付帯決議の第三項というもの、これもきわめて信頼性が乏しい

ということになりますので、その実現の可能性について、一つ私の疑念を晴らしていただきたい、こういうことであります。それでなぜ実現の可能性に疑いを持つかということを申し上げますから、一つできるだけ具体的に、簡潔にお答えを願いたいと思います。その疑いを持つゆえんのもの、一つには新医療費体系を完成されて、その上立つて単価の引き上げということを

なるのか、現行制度の上で引き上げをなさるというのでありますか、その点が明瞭でございませぬのであります。言うまでもなく、新医療費体系というものは、物と技術を分離しようとする基本的考え方でありますから、そういう新医療費体系ができてから、単価の引き上げをしようとするのか、現行制度でやろうとするのかという点が私には明らかでございませぬ。それで、新医療費体系の上に立つてやるというならば、この作業はいつごろ仕上がる見込みであるか、その予定をお示し願いたい。私はこの作業はきわめて前途遠慮であると考えますが、意外に早く完結いたしますものかどうか明らかでございませぬので、お示し願いたい。新医療費体系の上でやるということになりますと、言うまでもなく、単価の引き上げとは、すなわち、技術料の適正評価ということになるわけでありますので、これはそういうこととなり

ますというと、問題は技術のウェイトをどうするかということになりまして、谷が一役内を了解されておられます。

る単面の引き上げということとは若干その性格が異なってくるように考えられます。すなわち換言いたしますれば、点数をどうきめるかということになるわけでありますので、この現行制度の上に立つのか、新医療費体系の上に立つのかという点につきましてお示しを願いたいのであります。私の質問点を敷衍する必要はないと思うのであります。技術料の適正評価という

めるというだけになるのでありまして、いさか筋が通らないような気持ちもいたしますが、しかし、現行制度の上で立てやるということであるならば、暫定的な単価の引き上げはできません。従いまして、当局の単価の引き上げというのは暫定的な単価の引き上げをやるというお考えでありますか。それともこの際、根本的に諸般の制度を改めると同時にやるというお考えでありますか。二者いずれでありまして、か、こういう点につきまして、私は疑念を持ちます。まず、この点を御明確に願いたい、かように考えるものであります。

○国務大臣(神田博) その三の付帯決議に関連いたしまして、政府側のやろうとする考え方を山下委員から今詳細にわたるお尋ねであります。私どもの考え方としたしましては、今の不合理であることを率直に認めまして直したい、医療側、お医者さんの方の要望を入れまして、そしてこれはもちろん被保険者の方にも国家財政にも影響があることでございますから、それをにらみ合せてのことになろうと思っておりますが、この不合理性を率直に認めて、そしてできれば抜本的な一つ改正をしたい、こういう考えでございます。決して暫定的にというような意図は今は持っておりませんのでございまして、そこで今の制度をそのままにしておきやうというふうなふうにもこだわっておりません。今の制度は、一応制度として見合せて、他にかわる適当な方法があればそれは一つ採用していい、こういう気持ちでございます。

それから新医療費体系との関係でございますが、これはばらばらでなく、同時に解決したいという考え方でございまして、調査を急がせておる次第でございます。しかし、なかなかお述べになられませんでしたようにむずかしい問題でございます。しかし、むずかしいからなかなか困難だろうということについては、もうお説の通りでございまして、不合理である、直さなければならぬということはこのまま放置できないという段階と私は考えておりますので、どんな困難があっても一つやり抜きたいという強い意思のもとに調査を命じておるわけでございます。ことに先般の税制調査会等におきまして、医師の経費の控除等につきましても、税制調査会等からこれは廃止するべきものであるという答申がございまして、大蔵省からもどうするかというふうな態度決定に迫られて、これは今申し上げました今の一点単価の関係がございまして、これは間に合わないの認めてくれというふうな暫定申し入れというふうなことに相なっております。この観点から見ても、改めなければならぬ段階に来ておりますので、そういう周囲の事情から考えても、これ以上放置できないのだ、そこで十分検討は加えますが、非常に急がなければならない事情がある、解決しなければならぬ事情があるのだ。で少々無理なことがあってもやり抜いていきたい。しかし、最後の決定につきましては、あくまで世間の納得のいくように厚生省独自の考えで、官僚独善とかいうような、そういう批評のないようにしていきたい。こういう考えでございます。詳細につきましては、政府委員から答弁させます。

○政府委員(高田正巳君) いわゆる新医療費体系に基づく点数表の改正のこと、どの程度進捗しているかというふうな御質問も含まれておったのでございまして、あの点数表の改正は御存じのように、三十年の十二月に中央医療協議会に諮問をいたしました。三十一年の十一月まで三十二回の会を重ねて御審議を願っております。その間御存じのように、医療制度の改革が、いわゆる医療分業というふうなものが実施の時期に到達いたしましたので、それに暫定的に臨む暫定案というふうなものもこの間において、同じ審議会から御答申をいただいております。それで、三十一年の十一月までずっと総会を引き続きなされて御検討を願っておったのでありますが、いろいろその御審議の過程におきまして、こういう部分がより専門的な知識を持っておる人に御検討を願うべきであると、その御検討の上に立って一つ中央医療協議会として判断を下したい。こういうふうな点がだんだんとしぼられて参りまして、数点出て参りました。でその結果、専門委員を約四十名弱御委嘱をいたしまして、四つの部門に分れてそれぞれ御検討をいただいております。三十一一年の十一月の中旬に、第一回の専門委員のお集まりがございまして、自來本年にかけて、四つの部会とも各部会によつて若干の回数相違はございまして、大体総じて十数回の御会合になりまして、これは実に専門的な御検討をいただいておりますのでございまして、それで今日までのところ、まだ正式な専門委員会の意見の御報告、中央医療協議会に対する御報告と

いうものは出て参っておりません。しかしながら、相当御審議も進捗をいたしておるやに伺っております。これがいつごろ——このままにしておきますと、いつごろ結論が出るかという予想でございまして、これはなかなかこちらで予想を立てることは非常にむずかしいのでございまして、しかし、今の模様でございまして、そういったまでも御検討を専門的にいただくというふうなことはないだろう、近い将来におきまして、それぞれの部会によつて若干時期のズレはあると思いますが、御検討の結果を中央医療協議会の方にお報告を願えるものであろう。かように私も予想をし、医療協議会の方でもさような期待をお持ちになっておるような次第でございまして、大臣の御答弁で大体つきておりますので、さような御質問の一部につきましては、ただ御報告申し上げておきます。

○山下義信君 中央医療協議会の経過の一端は承りましたが、さて現在の進行状況から判断して、いつごろ新医療費体系の結論といえますか、答申といえますか、そういう結果が得られるであらうかという時期的な見通について御答弁がないので、私はその点が非常に重大だと思っております。およその見通しでもよろしゅうございまして、およそまだ二年かかりそうとか、あるいは三年かかりそうとか、あるいは今年には済みそうとか、あるいは今年の夏ごろには大体の結論が得られそうとかという、現在の御検討の作業の段階から、およその御予想がつかぬはずはないと思うので、その辺のお見込みはどうであらうか伺いたいと思っております。

○政府委員(高田正巳君) 一年も二年もというふうなことはないと存じます。これは私の予想でございまして、あるいは違ふかもしれませんが、でも、大体もう二、三カ月いたしますれば大体の方向が打ち出せるのではないかと、おくれまして、数カ月ということ、方向づけは出て参るものと、かように考えるのでございまして、それで、最終的な結論をいたしましては、これは先生方のよく御承知のように、あの問題で、物の考え方につきまして、は、大かたの御賛同を得ておるわけでございまして、技術の適正評価と申しますか、結果的には現行の医療費のワタの外に出るかどうか、ワタ内操作でいくか、結局あの問題の根本的な一つの問題点であるわけでございまして。私も従来のあの考え方につきまして、現在の切りかえの時期におきましては、その報酬の支払い方式を変更いたしまして、医療費の増減に影響のないようにしようということが、基本的な態度でございまして、従いまして、その問題が非常に大きな係争の点になっておりますので、ところが、物事の考え方が、若干でも変わ参りますならば、あるいは案外早く最終的な結論も出て参る、かように私自身は予想を持っておるような次第でございまして。

○山下義信君 単価の引き上げを決定するということになれば、ただ現在の単価の上に立っての点数の配分ということ、すなわち、医療費の総ワタのいかんという点につきましては、ただいま局長の言われましたように、非常にこの点が難点であつて、作業の進捗の大きなそれは障害でありましたで

わけてございますけれども、しかしそれでもって全部をおおってしまうようなことになったすには相当な長い実験と申しますか、研究と申しますか、そういうふうなものも必要ではあるまいか。従つて、そこまでいくには相当時日を要するのではあるまいかと予想をいたしておるわけでございます。しかし、最初に申し上げましたように、これもあくまでもただいまの私どもの考え方でございます、研究の末、ある

いは各方面の御意見を聞いてやるとは参りたいと存じまするので、いろいろな方面からいろいろな御意見が出て、それらの御意見で、大勢としてそちらの方に参つた方がいいというふうな御意見が強いというようになりますれば、これはまた、話は別でございますけれども、私のただいま予想をいたしましておりまする点は、以上申し上げたような心持でございます。

自分自身が非常に重大な問題でございますから、私が単価引き上げに關連いたしまして非常に深い關係のある制度でありますから言及したのであります。これ以上深く質疑を重ねようとは思いません。ただこの際、申し上げておきたいことは、この診療報酬支払方式が、つきりと基本方針がきまらなければ、これは国民皆保険という大きな線

て追いついて上にあきましても、非常
に大きなこれが關係を持つのです。医
者の方にいろいろな弊害が現在の方式
ではあることは言うまでもないことで
ありますが、被保険者の方にとりまし
て非常に不都合だということとは、治癒
費が幾らかかったということがわから
ない。これが大きな弊害です。自分の

受けた治療費が、それは保険で払ってもらふのですけれども、一体何点というところが幾らの治療費がかかったということがその前にわからぬということが非常に大きな弊害です。従つて、これは一部負担を百円にするといえ、百円というものは自分の受ける治療費の総額のどういふ金額に該当するのだということがわからぬというところに問題がある。私はある程度定額方式を新制度に入れることが必要なんだ、被保険者がどれだけの治療費がかかったかということがわからぬということがあつてはならないのでありまして、それを明確にさせるという診療報酬の方式というものをぜひ考えなければならぬと考へておる一人であります。きょうはこの点は大きな問題でございまして、それ自体あらためて検討する機会に譲るといたします。

次に、この際伺つておきたいと思ひますのは、実は現在の医療制度を、すなわち、医師の制度というものをそのままにしておいて、その報酬の引き上げを考へるということも実は十分でないであります。その中の一部分といたしまして、医師の制度のいわゆる専門医制度というものは当局はどういうふうに考へておられるのでありますか、方針としてはどうなつておるのでありますか、この際承わつておきたいと思ひます。

○國務大臣(神田博君) 専門医制度をどういふふうに考へておるかというお尋ねでございましたが、これはなかなか重大なことでございます。厚生省といたしましては検討を加へている際でございますので、政府委員から専門的に答へさせたいと思ひます。

○政府委員(小澤龍君) 御承知のごとくに、欧米諸國におきましては専門医制度がありまして、かなりよく運営されておる、医療向上に役立つておるものでございまして、わが國におきましても専門医制度の必要性を叫ぶ人もおりましたので、一昨年でございまして、厚生省におきましては、厚生科学研究所によりまして学者に委嘱いたしまして、専門医制度を制定した方がどうか、制度するすべし、どういふ内容がしかるべきであるかということの研究していただいたのでござい

ます。その結果は昨年早々にまとまりましたので、それを医学会その他に示しまして御意見を問うたのでござい

ます。その結果、大多数の方は、趣旨として専門医制度を作ることに賛成である。しかし、そのやり方についてはなお慎重に研究すべき余地があると思つたので、厚生省としては慎重にこれを検討をして、これを実施する場合においては万遺憾なきを期していただきたいという声が強かつたのであります。そこで、私もこのことについては、明年、三十二年度に専門医制度検討に関する委員会を作りまして、各界の学識経験者に委嘱いたしまして、さらにこれを検討していただいて、その結果結論を得たならば、その結論に基いて専門医制度を実施していきたい、かように考へておる次第でござい

ます。○山下義信君 私は少しく単価引き上げの実現の可能性があるかないかにつきまして、もう少し中身に入つて伺いたいと思ひます。当局は医師の収入増をはかるという場合の考え方として、昭和二十六年のいわゆる暫定単価、現在の現行単価、これをきめたその昭和

二十六年を基準として単価引き上げを考へる方針か、あるいは現在の時点を基準として医師の収入をはかつていくという考へ方か、基本的にはその引き上げの何と言ひますか、基準をどこからとつて考へていくという方針であるか、これは大体の基本方針でありまして、当局の考へ方をお示し願ひたいと思ひます。

○國務大臣(神田博君) 私といたしましては、なるべく近いところをめどを置きまして、そしてそれを基準として直したい、こういうふうに考へております。

○山下義信君 私は医師の収入増を考へますときに、基本的な考へ方が二つある。一つは今お尋ね申し上げましたように、昭和二十六年のとききめ

たのであります。そのときの事情と現在の事情とを彼此勘案して、一つ引き上げの方針を見当をきめていくというところですね、これは今のお答で、いや二十六年の当時の事情にはこれわらないで現在の状態からさらにプラス・アルファを考へていくというところで作業を進めていく。いま一つは、医師の収入増の質的な引き上げ方針をきめる

り、多額の収入になる自由診療という部分が少くなつてきたといふことは、それだけ医師の収入減になつてきているという事実。この自由診療費の減少による全体の収入減を、保険診療の収入によつてカバーして、なおそれ以上の収入増になるようなこの診療報酬の引き上げという考へ方、それを持つが持たないかという点は、私はこの単価引き上げを実現する上においての基本的な基本的な考へ方として、重大な考へ方であると思つて、その点は当局はどういう方針をお持ちになるか。

○國務大臣(神田博君) 厚生省で考へますことは、医療全体という意味と申します。いましうか、私どものとりあえず作業の課題になりますのは、保険診療それから生活保護の関係ですね。この方面の分について作業をする、こういうことでございまして、一般の方はそこで対象とするという気持は今のところないわけでございますが、詳細のこととは政府委員からお答えいたさせます。

○山下義信君 私の尋ね方が少しく不十分でありました。私の尋ねたいところは、すなわち言ひかえしますと、単価の引き上げをどの程度やろうか。こういういたしましたときに、いろいろ考へられ

る要素の中には、医師の最近の収入状態、医療の経営状態をにらみ合せまして、そして医師の現在の収入からプラス・アルファをしようとした場合に医師の収入を分析いたしますと、自由診療の収入と保険診療の収入とがある。その現在の医師の収入の水準というものが、どういふ姿にあるかといふ中には、自由診療の部分が非常に少くなつてきているといふ要素がある。

従つて、医師の収入全体の水準を考へて、全部の水準からその収入増をはからうという考へ方と、その自由診療が少くなつたという部分については、健康保険においては責任がないのだ。その自由診療の収入減も加へて、つまり言えば、収入減をカバーした上に、なおプラス・アルファをしようという考へ方を、単価引き上げの要素の中に考へて作業を検討されるか、そういう点は考慮されないで保険診療の収入の部分に關してのみ考へて、単価引き上げの目安の一つにするか、こういう方針をお持ちになるかと、こういう点を尋ねておるのです。

○政府委員(高田正巳君) 御存じのよう、現在すでに自由診療というものの範圍は、非常に狭くなつておりました。それからさらに、山下先生はたゞいま自由診療の方が保険診療あるいは社会医療といひますか、これになつております。社会医療の診療費よりは相当高いのだという前提でお話をいただいておられますが、もちろん高い部分もこれはありますが、大体この保険なり、社会医療の診療費に近づいてきておる医療機関によりましては、全然同じでやつておるといふ医療機関が相当あるわけでございます。従つて、全体的には近づいておるといふ実

またか、自由診療の範囲が狭くなるた
めにどれだけ減ってくるかというふう
なことを、かりにそういう的確な資
料でもつかみ得ますれば、これは保険
診療の社会診療の方でどの程度上げる
かというところの場合の参考の一つの資
料とは相なるかと存じますけれども、
あくまでもねらいは、この保険をはじ
め、社会医療の面からの収入増とい
うことを頭に置いて考えてもらいたい
かように存じております。

○山下義信君 わかりました。私も質
問のピッチを上げよう、あとは簡
単です。租税特別措置法は現行のまま
据え置いて単価の引き上げをやるとい
うことで、政府の方はそういうお打ち
合せでもできておりましようか御方
針は。

○国務大臣(神田博君) この問題はか
ね合ひになると思います。と申します
ことは、税制調査会では廃止するよう
にという決議でございまして、私の方
に相談があったわけでございまして、大
蔵省から。そこでこれは現行単価の不
合理性から出た問題であって、現行単
価がどの程度まで一体化合理化される
か、その状況によってこれはお考え願
わなければならぬ、とりおえず今の
制度そのものを存置してまいりたい。
なお、現行単価を一つきめる際に、そ
のきめ方によっていろいろ御相談いた
したい、こういうことが、私と大蔵大
臣との了解事項になっております。

○山下義信君 わかりました。単価の
引き上げと租税特別措置法を存続する
か、廃止するかということとは密接不可
分の関係であるということ、私どもも
そうであろうと思ひます。従って、こ
の両者のかね合ひは、単価の引き上げ

に關連して、再び大きな問題として開
係者から浮び上ってくるだろうという
ことを私も予想いたします。
次に、私実現の可能性について疑問
に思ひますことは、この単価の引き上
げにつきましても、おそろく各方面で
私は異常な反対があるだろうと思ひ
す。すでに健康保険連合会におきましても
反対の決議をしておる。おそろく国保
を実施いたしまする市町村もやすやす
とこの単価の引き上げには同意しない
だろうと思ひます。たちまち国保の財
政に響きわたって参るのでございま
すから、容易ならぬ問題である。一般
国民も健康保険の単価の引き上げと同
時に、国民の医療費につきましても至大
な關係があるであります。とても牛乳
の値上げや、とうふの値上げや、ふろ
銭の値上げとどこのさたではない。米
の値上げ、運賃の値上げ以上におそろ
くこれは全国民がやすやすと単価の値
上げに賛同するかどうか。今日ここ
では平靜に議論をしておる、ここでは
健康保険の一つの解決の重大な問題と
して非常にイジー・ボーイングして
おりますけれども、このことが一たび
具体的には国民の前に出て参ります
というところ、これはなかなか容易にや
すやすと実現ができるとは考えられな
い。かつまた、厚生省が諮問機関とい
たしておる七人委員会その他におきま
しても、いかにして医療費の圧縮をす
るお考えかというところは、いろいろと
当局にも建言をしておる。やすやすと
私はこれは実現し得ない、世論の賛同
は得られないように杞憂いたすのであ
ります。その覚に、対しまする当局
のお見通しと言ひますか、御見解はど
ういうふうな考えておられるのであり

ますか。
○国務大臣(神田博君) この実現のき
わめて困難な事情は、今山下委員のお
述べになられた通りと私も考えており
ます。しかし、その困難とか事情を乗
り越えて公正の処置をとらなければなら
ないのだという段階に入っている
と、私はこう考えております。これは
いろいろ具体的例等は、時間もござ
いませぬから申し上げませんが、私ど
もいたしましては、そういう考え方
を持ちまして、世論にも率直に、結論
が出た場合にはそうしなければなら
ない事情を詳細に、具体的に訴えまし
て、正しい世論というものが一つ出る
ような処置を一つしよ、こういう考
えであります。

○山下義信君 厚生大臣の、反対を乗
り切つて理解をしてもらつて、あくま
で実現するといふ御方針であります
から、その点はわかりました。
さて、私の一番最後の質問でござ
います。そこで当局の単価値上げの方
針はきまされた。その単価値上げは、す
なわち、新しい診療報酬制度の改訂の
上に立つて、まず全部の解決をと言
わなければならぬ、ある程度の改善を加
えた制度の上で単価の引き上げをする
という御方針並びにその実現性につ
きましては若干私の疑念は晴れました。
そういうお考えならば、これは幾らか
引き上げができることであらうましよう。
実は伺ひたいのは、この単価の引き
上げはいつごろ実現をなさるお見通し
であらうか。また、どの程度引き上げ
られるというお考えであらうかとい
う点が実は伺ひたい。そういうことを伺
うといふと、それは作業をしてみない
ればわからない、結論を待つてから検

討を加えると、おそろくおっしゃるに
相違ない。しかし、これはどちらから
でもできる。いろいろな作業をやつて
みて、検討を加えてみて、一案、二
案、三案と出てきてみて、政治的な考
慮を払つて十三円にしてみるか、十五
円にしてみるか、二十円にしてみるか
というところの上げ方をきめるというこ
とも言えるのです。そのかわり、作業の
やり方によつては、結論の出方によつ
てはどうなるやらわからぬ。また、一
面から言ひますと、先に大局的な判
断をして、すなわちこれ政策です、大
局的な判断をして多年議論し尽しき
たつておるのでございしますから、ま
ず、大局的には十三円といふ。一円上
げよう、二円上げよう、まず、大体こ
の辺でいくから、この範囲内で作業を
しようといふ作業の方針をあらかじめ
示せば、そらばんや立案や、そのま
た説明はどのようにでもつくのであり
ます。ほんとうにやるといふ腹がある
ならば、まず、大体に目安を立てて、
これはいつごろからやる、どのくらい
やるというところが私はこれだけの大き
な問題であるならば、まず、基本的に
腹をきめて、そうして具体的な立案を
すべきであるとも言えるのだ、実は承
りたいたひはここのことだ、大体でもど
ういうふうな引き上げをするのか、ど
の程度されるのだから、いつごろさ
れるのだからかといふことが実は伺ひ
たい。それをおっしゃれば、単価の引
き上げといふことはなるほどやるの
だ、なるほど当にしてもよいわ、な
るほど衆議院のこの付帯決議はこれは
実現の可能性があるわとも言えるの
である。実は伺ひたいのです、それを
おっしゃらなければ、その大体の

御見当もお示しが実は願えぬというこ
とになります。という、単価の引き上
げには大へん私はその実現の可能性に
疑問を持つております。しかし、私
どもも質問する側であります。質問
者も多少はエチケットを持たねばなり
ませんから、無理なことをお尋ねする
ということ、は、尼さんに髪を結えとい
うようなものでありまして、それは無
理であります。無理であります。わ
れわれのその実現に疑問を持つ者に
向つては、何らかの疑念を晴らす具
体的な御答弁がいただきたいと思ひ
てあります。これは最終でよろしい、
私の質疑の一番あとでよろしゅうござ
います。お示しが願ひするならば、一番
あとでよろしゅうございします。その前
に伺ひたいと思ひますことは、実は一部負
担との關係であります。これは私がこ
の決議の第三項、すなわち、単価引き
上げに關連して明らかにさせていた
きたいといふ三点の中の最後の一点で
あります。これは下世話には、うわさ
には一部負担に賛成せい、お医者さん
もそんなに一部負担に反対することは
ない、一部負担に賛成するならば、保
險財政が黒字になれば、あなたの方の交
払いも報酬も上げてあげるのですか
ら、被保険者からとる一部負担の改悪
は、そのまゝ医者の報酬の引き上げに
なるのだから、何も一部負担にお医者
さんが反対するといふのはおかしい
じゃないかといふ説得は、これは昔か
ら説得といひますか、その説が流布さ
れておる。まあこれはわしらの出す一
部負担は、これはみんな医者の報酬の
引き上げの方に回されるのだ、保険財
政が黒字になりさえすれば、いつでも医
者の診療報酬を引き上げてあげるのだ

御見当もお示しが実は願えぬというこ
とになります。という、単価の引き上
げには大へん私はその実現の可能性に
疑問を持つております。しかし、私
どもも質問する側であります。質問
者も多少はエチケットを持たねばなり
ませんから、無理なことをお尋ねする
ということ、は、尼さんに髪を結えとい
うようなものでありまして、それは無
理であります。無理であります。わ
れわれのその実現に疑問を持つ者に
向つては、何らかの疑念を晴らす具
体的な御答弁がいただきたいと思ひ
てあります。これは最終でよろしい、
私の質疑の一番あとでよろしゅうござ
います。お示しが願ひするならば、一番
あとでよろしゅうございします。その前
に伺ひたいと思ひますことは、実は一部負
担との關係であります。これは私がこ
の決議の第三項、すなわち、単価引き
上げに關連して明らかにさせていた
きたいといふ三点の中の最後の一点で
あります。これは下世話には、うわさ
には一部負担に賛成せい、お医者さん
もそんなに一部負担に反対することは
ない、一部負担に賛成するならば、保
險財政が黒字になれば、あなたの方の交
払いも報酬も上げてあげるのですか
ら、被保険者からとる一部負担の改悪
は、そのまゝ医者の報酬の引き上げに
なるのだから、何も一部負担にお医者
さんが反対するといふのはおかしい
じゃないかといふ説得は、これは昔か
ら説得といひますか、その説が流布さ
れておる。まあこれはわしらの出す一
部負担は、これはみんな医者の報酬の
引き上げの方に回されるのだ、保険財
政が黒字になりさえすれば、いつでも医
者の診療報酬を引き上げてあげるのだ

御見当もお示しが実は願えぬというこ
とになります。という、単価の引き上
げには大へん私はその実現の可能性に
疑問を持つております。しかし、私
どもも質問する側であります。質問
者も多少はエチケットを持たねばなり
ませんから、無理なことをお尋ねする
ということ、は、尼さんに髪を結えとい
うようなものでありまして、それは無
理であります。無理であります。わ
れわれのその実現に疑問を持つ者に
向つては、何らかの疑念を晴らす具
体的な御答弁がいただきたいと思ひ
てあります。これは最終でよろしい、
私の質疑の一番あとでよろしゅうござ
います。お示しが願ひするならば、一番
あとでよろしゅうございします。その前
に伺ひたいと思ひますことは、実は一部負
担との關係であります。これは私がこ
の決議の第三項、すなわち、単価引き
上げに關連して明らかにさせていた
きたいといふ三点の中の最後の一点で
あります。これは下世話には、うわさ
には一部負担に賛成せい、お医者さん
もそんなに一部負担に反対することは
ない、一部負担に賛成するならば、保
險財政が黒字になれば、あなたの方の交
払いも報酬も上げてあげるのですか
ら、被保険者からとる一部負担の改悪
は、そのまゝ医者の報酬の引き上げに
なるのだから、何も一部負担にお医者
さんが反対するといふのはおかしい
じゃないかといふ説得は、これは昔か
ら説得といひますか、その説が流布さ
れておる。まあこれはわしらの出す一
部負担は、これはみんな医者の報酬の
引き上げの方に回されるのだ、保険財
政が黒字になりさえすれば、いつでも医
者の診療報酬を引き上げてあげるのだ

御見当もお示しが実は願えぬというこ
とになります。という、単価の引き上
げには大へん私はその実現の可能性に
疑問を持つております。しかし、私
どもも質問する側であります。質問
者も多少はエチケットを持たねばなり
ませんから、無理なことをお尋ねする
ということ、は、尼さんに髪を結えとい
うようなものでありまして、それは無
理であります。無理であります。わ
れわれのその実現に疑問を持つ者に
向つては、何らかの疑念を晴らす具
体的な御答弁がいただきたいと思ひ
てあります。これは最終でよろしい、
私の質疑の一番あとでよろしゅうござ
います。お示しが願ひするならば、一番
あとでよろしゅうございします。その前
に伺ひたいと思ひますことは、実は一部負
担との關係であります。これは私がこ
の決議の第三項、すなわち、単価引き
上げに關連して明らかにさせていた
きたいといふ三点の中の最後の一点で
あります。これは下世話には、うわさ
には一部負担に賛成せい、お医者さん
もそんなに一部負担に反対することは
ない、一部負担に賛成するならば、保
險財政が黒字になれば、あなたの方の交
払いも報酬も上げてあげるのですか
ら、被保険者からとる一部負担の改悪
は、そのまゝ医者の報酬の引き上げに
なるのだから、何も一部負担にお医者
さんが反対するといふのはおかしい
じゃないかといふ説得は、これは昔か
ら説得といひますか、その説が流布さ
れておる。まあこれはわしらの出す一
部負担は、これはみんな医者の報酬の
引き上げの方に回されるのだ、保険財
政が黒字になりさえすれば、いつでも医
者の診療報酬を引き上げてあげるのだ

からというように、世間ではうわさもいたしておるのであります。そういううわさもあるのです。そういう説が流布されたこともあるのです。私どもは困る。こういう説、こういう考え、これは非常に私どもは困る。そういうことがあろうはずはありませんけれども、保険財政がプラスになれば、一番初めにすることは、一部負担の廃止です。一部負担の軽減か、少くとも廃止です。一部負担をますます重くかけておいて、そうして黒字になれば、それが一番先にお医者さんの報酬の引き上げに回るといふようなことでは、私は筋が非常に立たぬと思う。それで私はこの単価引き上げの財源の論議をしようと思いません。衆議院の方では、非常に厳密に御議論になっております。どれだけの実現ができるか、どれだけかかるか、なかなか至難で云々というように、これはもう衆議院の方で御議論になっておりますから、ここで私は繰り返さうとは思いません。しかし、単価の引き上げの幅というものは、およそ限界がある。それが考えても限界がある。たとえば、今三十一年度の三十億というものが、これがかりに単価の引き上げの方に回るとすれば、五十億ぐらいは上げることが出来る。あるいはいろいろにあてとそれにつけ加えて財源をお考えになりますれば、一円ぐらいの引き上げは今でもできます。私はこの一部負担と単価の引き上げとの関係というものを、つきましても、非常にこの関係を明確にいたしておく必要があると、かように私は考える。それで結局、その問題と単価引き上げの大体の限度といひますか、御予想、御方針といひますか、

そういう点について、一つ總括的に最後の御答弁をいたしておきたいと思ひます。

○国務大臣(神田博君) 一部負担が、即ち単価引上げに関連があるかということについては、私どもは関連があるというふうな考えをしております。ということとは、この法案が提案された事情から考えましても、政府が一点単価を改正しようといふことを方針として作業を始めました時期の異なっております。とから考えましても、それは関連がなかったといふように、これは明瞭に御了解を得ることができると思ひます。そこで、問題は医師の待遇改善の問題でございますが、これは何と言ひましようか、私も就任浅いのでございまして、公立の病院も、あるいはまた、市立の病院でございまして、なお、また、財団法人等の日赤であるとか、公益法人の管線でおります医療機関も、皆経営難で困っておるわけでございます。町の医療機関もその例に漏れず、非常に困窮しております。ただ税制上の特例によつて、ようやくまあ息を吐いておるといふような実情だとするならば、これはどうしても正常な状態にするといふことは、私は当然のことだと、こういうふうな考えをしております。そこで問題は、山下委員の御指摘になりましたように、一体どの程度の待遇改善をせねば政府はするの、いかんにかもしこれをやるのか、いかにせよと思ひます。この問題につきましても、どの程度でやるかといふことになりますると、一応の財政上のめどをつきまして、お述べになられたように、これだけの財源をもつてやるというように、これははっきり

りいたしておりますれば、これはまあそれがその程度でいいか悪いかは議論があると思ひますが、御説明申し上げることができるとございしますが、事は、さうなごときでございよりも、それ以上に私は深刻なものであるんじゃないだろうか。そこで私は衆議院でもお答え申し上げ、また当委員会にもしばしばお答え申し上げましたように、まず、一つ医療機関として正常の、いわゆる経営としてあるべき姿に置くには、どの程度に一体すべきものであるか。それからまた、今の一点単価をそのままする引き上げても、先ほど山下委員が御指摘になられましたような、新医療費体系の問題もございまして、また、お医者さんの技術という問題を評価して参りません。これは医師の低下という問題にまゝなつて参ります。そういうことをとつていつ研究いたしまして、十分これは一つの検討いたしまして、医療機関としての経営のあるべき姿を一つ出してもらつて、それでどの程度上げるかというのを、官僚独善にならず、政府の独断にならず、これは与党においても調査会を作つて、その方針を一つ政府と一体となつて出さうと、こういっておられますし、まあ衆議院におきましては、野党の方でも、あつてそういう態度についてはわれわれも協力にやぶさかではない、一つ十分検討されて相談をされるならば、真剣になつて応援する、こういうような御声援も、ちやうだいたして参りますので、厚生省にいたしましては、一つ作業をすみやかに完結いたして、短期間のうちに実行いたしたい。政府の方は、これもしばしば申し上げますように、大

蔵大臣も総理も、また全関係も、一つこの機会にわれわれの責任において、最もすみやかに公正妥当な案を実施するように、一つ諸般の方途を講ずるようにと、こういうことになっておりますので、これはこの程度で一つ御信用していただくという、話が少し進み過ぎるかもしれないが、御了承願つて、こう考え次第でございます。

○山下義信君 私の付帯決議、なかなか第三項に關しまする政府並びに衆議院の決議をなさいました、決議を付せられた御趣旨を明確にするという質疑は、そろそろこの辺で幕にしたいと思ひます。しかし、こういうことの証文はです、具体性がありませんといふと、すなわち信憑性がございせん。それで、非常に大きい問題と考へましたので、なかなか容易に実現不可能という私の疑念を少しも薄らげたいと考へまして、両日にわたりました伺ひました。若干は晴れました。若干は晴れましたが、しかし、まだこれで明確になつたとは言へません。最後に、厚生大臣は信用を要請されました。若干の信用はいたしましう。実はもつと伺ひたいと思ひますが、信用をするようにと言われますが、信用と、もうこれ以上のことはいけません。信用の反対は陳謝であります。陳謝をしたものを追及するわけには参りません。信用せよと言われましたので、これ以上のことはいけません。

ただ幕切に、私が政府並びに衆議院関係者の方の御意向を承わりたいと思ひますことは、一部負担と単価の引き上げというものは、これは実に私は重大な関係があると思ふ赤字だから一部負担をさせるのだ、それで単価の引き上げをするのだ。多々あります、まあかりにほかから金を持つてこの限りにおいては、保険財政は赤字になる。赤字になれば、一部負担をかけるのだ。せつなく一部負担を払い込めば、それが医師の報酬の引き上げとなつてくるのだといふ悪循環をさるということになりまうと、これは困る。被保険者は不利になり、医療担当者には有利になる。こういう関係でありましては困るのであります。この関係を解決しておかなければなりません。一部負担と単価の引き上げ、一つには、法律——私は今一部負担について勉強を議論しているものでありますから、まだ法案の内容には入っておりませんが、有利ですが、単価の引き上げに私は有利だ。このたびの健康保険法の問題では、この一部負担の増額と、単価の引き上げという問題は、一つには法律、一つには法律外、この関係がある。この二つの関係をどうします。一つは解決する、一つは解決しない。一つは笑わして、一つは泣かしておく。それはおかしい。泣き笑いになります。笑ふならは話はわかりまうよ。(笑聲)しかし、久松は徒歩で行く、お染は船じゃ、こう泣き別れるというのでは、これは幕が引けません。大臣は先だって東横ホールにおいでになりましたときに……大へん歌舞伎の御趣味、私も同好の一人であります。私はやはりこれはおかる勘平の道行は、めでたしめでたしにならぬ限りは、これは一方は泣かしておいて、一方は笑わしておいて、そういうことは、私はよほど考慮しなくちゃならない、こういうふう

うに考えるのでありますが、大臣の御所見、並びに大橋衆議院議員の御所見はどうかでありますか。これは非常に重大でありますので、お答え願います。

○国務大臣(神田博君) ただいま山下委員のお述べになられたお気持は、私も十分同感でございます。ただ何と言いましようか、診療報酬等につきましては、できればこれはもう新業の追加とか、あるいはまた、薬の値段の変動とか、いろいろ事情がございますので、できるだけそういう場合に急いで——というところは言葉がどうか知りませんが、有事即応の作業ができるというふうにいたしておくべきものじゃないか、こういうふうなふうに考えますと、片一方は法律で定める、これはまあ負担のことでございますから、当然でございます。診療報酬は、このかかったものに対して、一つの技術料と申しましようか、経営費と申しましようか、これは支払いの関係でございまして、これを法律で一々きめていくということになりますと、いかがであらう、こういうことを私は心配いたすのでございます。おそろくそういうことが微妙な点がございまして、それぞれの委員会等の専門委員会にお諮りして、そして実情に沿った医療費というものが出てくると思っております。山下委員のお考え方につきましては、私全く同感でございますが、ただこれを運用と申しましようか、実施していくということになりますと、やはりどうも弾力性を持たせた方が行政上便利じゃないだろうか、被保険者にも有利じゃないか、こういうふうなふうにも考えられますので、これはなお一つ検討させていただきたいと思

います。

○衆議院議員(大橋武夫君) 山下さんの御質問に対してお答えいたします。が、衆議院におきます審議を通じて、政府から得ました答弁によりまして、というところ、今回の法案に盛り込まれております一部負担、国庫補助、これらのいわゆる新規財源と申します。この新規財源は、ただ当面する赤字を補てんする程度にとどまっておりますのでございまして、それ以上、診療報酬の引き上げ等に回す部分は全然入っておりまして、この法案に關する限り、一部負担と診療報酬の引き上げとの関連性という問題は入ってくる余地がないと、こういうふうな判断をいたしましたのでございまして。従いまして、衆議院といたしましては、この診療報酬の引き上げの問題と申すことは、これは将来の問題である、しかしながら、急務を要する問題であると存じましたので、付帯決議の第三項において、将来の希望として強く政府に要望いたしました次第でございまして。

○山下義信君 私が最後に幕切れに申し上げましたことが、おくみ取りが願えなかったようでありまして、しかし、あるいはおわかりになっておられまして、御所見が回避されたのかもわかりません。私たちは診療報酬の引き上げをするような健康保険の運営状況、経営状態というものが、ここにそういう情勢を変えようとしておる。現在の三十億、現在の一部負担の財政負担の効果がどうあると、これは今大橋委員がお示しの通りであります。しかし、将来の財源が、いずれかが新規に考えられ、医療担当者の報酬が引

き上げられよう、それが今ここで予測されていこう、その実現が確実であると御立証をいただいた。そういう情勢になって参りましたときに、私どもが被保険者に一部負担をここで課して、これをあくまでも強行しようとするとは、非常に平仄が合わないではないか。何となしに割り切れぬ感じがするではないか。保険財政が非常に窮乏しておる、しからば、すなわち従来の政府の御方針が三方損でいこうじゃないか、政府も損をしていこうじゃないか、医療担当者にも犠牲を求めようじゃないか、被保険者もしんぼうしようではないか、この原則、原理のもとにこの当面する健康保険の状態を打開していくことじゃないかという御方針でございまして、かかるに今日の段階におきましては、その医療担当者に対する報酬を引き上げようとする。犠牲性としてはなくして、その待遇を改善しようとする方向のその段階に、被保険者の一部負担を依然としてこれを固守していくという考え方は、これは私は非常に不合理であると同時に、だれも納得のしがたいような処置でありまして、従って、衆議院の方の御修正、私は修正点には触れません。しかし、関連しての付帯決議のどこを押しまして、この一部負担と医療担当者報酬引き上げ、待遇改善というこの医療担当者側への御処置というものがバランスがとれていない。従って、この両者の関係を仲よく、おかる、勘平のごくめでたい道行になるか、久松とお染のようにはばらにこれを引きさいうような泣き別れになるかというところが、政治的に何らかの御考慮が必要で

はないかと私は考える。そういう点を伺ったのでございまして、重ねて御所見があらますればお伺いをします。

○衆議院議員(大橋武夫君) 山下委員のお述べになりました御趣旨はよくわかるのでございまして、私どもは審議の過程を通じて、医師の待遇改善ということ、これは差し迫って必要であるということを一つの事実として認識をいたしましたのでございまして。また、一部負担につきましては、今日の保険経済から考えまして、一部負担を多少増額いたしますことが保険制度の合理化の上からいってやむを得ない、こういうふうな考えましたので、それぞれについてそれぞれの理由をもつてかような決定をいたしました次第でございまして。

○山下義信君 他の質問は保留いたしました。私の付帯決議の第三項に關する質疑は一応この程度にいたしておきます。

○坂本昭君 関連質問。ただいま付帯決議第三項、医療担当者の待遇改善の問題についてかなり詳細に述べられました。もちろんただいまの大臣及び厚生当局の御説明は、この付帯決議の背景をなすものとしてきわめて重大であると思ふのです。ただその間にあって、大臣の御説明が医療の実態をつかむために非常に大臣が努力と誠意を尽しておられるというその点は私どもも感激をもちました。しかし、この御答弁はきわめて私には不親切だと思ふのであります。与党の中に新しい調査委員会を作ったとか、あるいは当局に命じてあるとか、そういうことであつて、この御答弁の内容が不親切である

というところ、私の聞きたいのは、大臣よりもきょう衆議院の社会労働委員会から野澤さんのかわりにお見えになられた大橋委員に実はお聞きしたいのであります。その中で、一番最初に、付帯決議の中の点数の点、これは先ほど局長が相当説明されましたので私は省きます。そのかわり、先ほどのお話では、早ければ二、三ヵ月以内に専門家によって点数の検討が作られる、その資料をできるだけ早い時期に提出していただきたい。今までにできているところの点数に關する資料を一つ提出していただきたい。これについてはもう大橋委員に御質問いたしません。

ただ次に、この単価を含む問題の財政的な基礎について、かなり審議がされておるのでありますが、衆議院の社会労働委員会における結論的な御意見、それを端的に一つ御説明願いたいと思ひます。

○衆議院議員(大橋武夫君) この点につきましては、衆議院の委員会におきましては、今回の法案の審議を通じて、さきに申し上げましたごとく、この法案の前身から、従って、この法案を基礎としてきております現在の収支の予算の中からは、この引き上げの財源は出てこないということが明らかになつたわけでございまして、そこで、衆議院といたしましては、国庫補助の点についていろいろ質問をいたしたのでございまして、政府といたしましては、国庫補助については特にこれは厚生当局の、事務当局としての意見で、政府の一致の見解にはまだなつて

七

おらないのでございますが、でき得ればこの医療費の一割程度の国庫補助を要求するようになりたいというふうな趣旨の御説明がございました。しかし、この点につきましては、確固たる理論的な基礎というふうな点については、政府の答弁は十分委員を納得するに至りませんでしたので、委員会は質疑の過程を通じて、政府に対しては、健康保険の医療費のいかなる部分に對して、いかなる割合をもつて国庫補助をするということが理論上必要であるか、この理論づけについて十分な検討を今後お願いをいたしたくなわけでございます。

それから財源の点につきましては、そのほかには大して質疑を通じて明らかにいたしました点がございますが、とにかく現在の診療報酬の引き上げということがについては、これはこのままではいかぬ。従つて、政府として国庫補助の引き上げについてはそういうことでございまして、そのほか種々な財源を十分に研究した上で、具体案を至急に作つてもらいたい、これがこの決議の趣旨でございます。

○坂本昭君 次に診療報酬支払い方式を再検討するということが決議に載っておりますが、その支払い方式について、衆議院社会労働委員会におきましては、どういふ審議をなされたのか。例をあげますと、先ほど山下委員からもちよつと話が出ておりましたが、それから局長から説明がありましたが、現在の出来高方式によるか、あるいは人頭式のイギリス的なやり方にしたがい、か、そういった支払い方式について審議がありましたか。いかがですか。

○衆議院議員(大橋武夫君) この点については特別な質疑は行われませんでした。要するに、単価、点数を含めまして、医療報酬全体について再検討する、従つてまた、その財源についての研究も含めて、すみやかに医師の待遇改善を実現してもらいたいというものが結論であつたわけでございます。

○坂本昭君 少しくでございますが、まずけれども、またあとでこれは問題になります。支払い基金制度、これについての検討は、速記録を見たところではないようですけれども、衆議院の委員会ではいかがでございますか、審議されましたか。

○衆議院議員(大橋武夫君) 支払い基金の検討という御質問の意味がよく把握できませんが、支払い基金における請求書の審査手続については相当質疑がございまして、この点は修正案となつて実を結んだのでございますが、現在の支払い基金制度というものを根本的に批判するとか、あるいはこれについて再検討するといふような意見はあまりありませんでした。

○坂本昭君 次に最後の、この医療担当者の待遇改善のことにつきまして三つほど伺いたい。まず、医療担当者の現在におけるところの経済的な状態、それをどういふふうな一体御判断に皆さんの委員会ではなさりましたか、これが一つ。

それから次に、医師、歯科医師、薬剤師を含むこの医療担当者の待遇といふものは、どういふふうなされるべきであるか、いかにあるべきかということについて審議をなさつたかということが第二点。

それから最後に、待遇改善の具体的な

な方策、これは先ほどから山下委員もたびたび指摘されましたが、単価の問題や点数の問題や税の問題や、あるいは資金の融資の問題、いろいろの問題がありまして、簡潔にどういふふうな論ぜられたか、その三つの点を簡単にうかがいます。審議の内容について御説明いただきたい。

○衆議院議員(大橋武夫君) 御承知の通り、この健康保険法の改正案はすでに三度目の通常国会になつておるのでございまして、衆議院の社会労働委員会といたしましては、ほとんど同じ構成委員によりまして、この三回の審議が行われております。従つて、この付帯決議として出されたところの今回の結論につきましては、ひとり今国会における審議の結果ばかりでなく、従前からの審議をも通じて明らかにされた結論がこゝに出ておると思つてござい

ます。従つて、今回の国会の審議において今御質問のような事柄がきつめて明瞭に論議はあまりされなかつたやうでございますが、しかし、従来の国会等における問題におきましては、現在の医師の経済状態というものは、戦前における医師の経済状態からみるといふと、著しく低下したておるのではないかと、ことに社会保険その他医師に対する社会的な使命というものが重大になつておる際に、この待遇について、むろん普通通りといふことはなかなかどの階層についても期待できないでございまして、少くとも安んじて子弟を後継者として教育する程度の経済状態は維持しなければならぬものではないかと、まあこういうふうな点が前国会等においては論議された次第でございます。

それから待遇はいかにあるべきかという点でございますが、この点についても明瞭な論議はございませんが、大体論議を通じての気持といたしましては、普通、医師としての社会的使命にふさわしい生活をなし、また、その子弟に業を継がせるだけの教育ができるやうに、そういうような程度のところを考へて待遇改善の必要が述べられた次第でございます。

それから具体的方策等につきましては、主として単価の引き上げを含みますところの診療報酬の問題が論議せられたのでございます。

○坂本昭君 ただいま大橋委員の御説明によりまして、もう三度目の審議で、十分尽くされているというんですけれども、実は私去年参議院に出て参りましたもので、新たにございまして、私はまだ十分審議を尽くしていないんです。それからまた、こういうふうな新しい考えを持った人間が出てくるというところが、やはり三度であらうと四度であらうと、やはり慎重な審議をやらなくちゃいけないという私は大事な要素だと思つて、ですから皆さんの方でもう三度目で十分審議を尽くしているからというやうなことは、これは重大な私は誤まりだと思つた。(衆議院のことを説明しているんだ)と呼ぶ者あり)どうかその点、誤解のないやうにしていただきたいと思います。

○衆議院議員(大橋武夫君) これは答弁ではございませんので、弁明させていただきますが、私の申し上げましたのは、衆議院における審議の状態を御質問がございました。従いまして、私は本来ならば今国会の決議について説明するのでございますから、本国会

における審議を申し上げるべきでございまして、しかし、不幸にして今国会においては、お答えにふさわしいやうな点について、特別な議論がなかつたやうに記憶いたしております。しかし、衆議院の社会労働委員会の構成員は、先ほど申し上げましたやうに、過去三回の、今度を入れます三回の通常国会で同一の議案を續けてやつておりますので、関係者の気持の中には、今までの質疑等が皆記憶に残つておりますので、その結論として今回の決議ができた、こういうことを申し上げましたのでございまして、これで審議が十分とか不十分とか、参議院の御審議について申し上げたわけはございませんので、一つ御了承願ひます。

○委員長(千葉信君) 本問題に対する本日の質疑は、この程度にいたしたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔異議なしと稱ふ者あり〕

○委員長(千葉信君) 御異議ないと認めます。

本日はこれをもって散会いたします。

午後零時七分散会

三月二十二日予備審査のため、本委員会に左の案件を付託された。

一、労働福祉事業団法案

労働福祉事業団法案

労働福祉事業団法

目次

第一章 総則(第一条 第七条)

第二章 役員及び職員(第八条 第十八条)

第三章 業務(第十九条 第二十条)

第三章 業務(第十九条 第二十条)

第四章 財務及び会計(第二十一

条第三十一條)

第五章 監督第三十二條、第三十

三條)

第六章 雑則(第三十四條、第三

十八條)

第七章 罰則(第三十九條、第四

十條)

附則

第一章 總則

(目的)

第一条 労働福祉事業団は、労働者災害補償保険の保険施設及び失業保険の福祉施設の設置及び運営を適切かつ能率的に行うことにより、労働者の福祉の増進に寄与することを目的とする。

(法人格)

第二条 労働福祉事業団(以下「事業団」という)は、法人とする。

(事務所)

第三条 事業団は、主たる事務所を東京都に置く。

2 事業団は、労働大臣の認可を受けて、必要な地に従たる事務所を置くことができる。

(資本金)

第四条 事業団の資本金は、附則第六條第一項の規定により政府が出資した額と、附則第十條第一項の規定により事業団の設立に際し地方公共団体が出資した額の合計額とする。

2 事業団は、必要があるときは、労働大臣の認可を受けて、その資本金を増加することができる。

3 政府は、前項の規定により事業団がその資本金を増加するとき、事業団に出資することができる。

る。

4 政府は、前項の規定により事業団に出資するときは、土地、建物その他の土地の定着物又は物品(以下本条中「土地等」という)を出資の目的とすることができる。

5 前項の規定により出資の目的とする土地等の価額は、出資の日現在における時価を基準として評価委員が評価した価額とする。

6 前項に規定する評価委員その他評価に関し必要な事項は、政令で定める。

(登記)

第五条 事業団は、政令で定めるところにより、登記しなければならない。

2 前項の規定により登記しなければならない事項は、登記の後でなければ、これをもつて第三者に対抗することができない。

(名称の使用制限)

第六条 事業団でない者は、労働福祉事業団という名称又はこれに類似する名称を用いてはならない。

(民法の準用)

第七条 民法(明治二十九年法律第八十九号)第四十四条(法人の不法行為能力)及び第五十条(法人の住所)の規定は、事業団について準用する。

第二章 役員及び職員

(役員)

第八条 事業団に、役員として、理事長一人、理事四人以内及び監事二人以内を置く。

(役員の職務及び権限)

第九条 理事長は、事業団を代表し、その業務を総理する。

2 理事は、理事長の定めるところにより、理事長を補佐して事業団の業務を掌理し、理事長に事故があるときはその職務を代理し、理事長が欠員のときはその職務を行う。

3 監事は、事業団の業務を監査する。

(役員の任命)
第十条 理事長及び監事は、労働大臣が任命する。

2 理事は、理事長が労働大臣の認可を受けて任命する。

(役員の任期)

第十一条 役員の任期は、四年とする。ただし、補欠の役員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 役員は、再任されることができない。

(役員の欠格事項)

第十二条 次の各号の一に該当する者は、役員となることができない。

一 国務大臣、国会議員、政府職員(人事院が指定する非常勤の者を除く)、地方公共団体の議会の議員又は地方公共団体の長若しくは常勤の職員

二 政党の役員

三 物品の製造若しくは販売若しくは工事の請負を業とする者であつて事業団と取引上密接な利害関係を有するもの又はこれらの者が法人であるときはその役員(いかなる名称によるかを問はず、これと同等以上の職権又は支配力を有する者を含む)。

四 前号に掲げる事業者の団体の役員(いかなる名称によるかを問はず、これと同等以上の職権

又は支配力を有する者を含む)。

(役員の解任)
第十三条 労働大臣又は理事長は、それぞれその任命に係る役員が前条各号の一に該当するに至つたときは、その役員を解任しなければならない。

2 労働大臣又は理事長は、それぞれその任命に係る役員が次の各号の一に該当するときは、その他役員たるに適用しないと認めるときは、その役員を解任することができる。

一 心身の故障のため職務の執行に堪えないと認められるとき。

二 職務上の義務違反があるとき。

3 理事長は、前項の規定により理事を解任しようとするときは、労働大臣の認可を受けなければならない。

(役員の特権禁止)

第十四条 役員は、営利を目的とする団体の役員となり、又は自ら営利事業に従事してはならない。

(代表権の制限)
第十五条 事業団と理事長との利益が相反する事項については、理事長は、代表権を有しない。この場合には、監事が事業団を代表する。

(代理人の選任)
第十六条 理事長は、理事又は事業団の職員のうちから、事業団の従たる事務所の業務に関し一切の裁判上又は裁判外の行為をする権限を有する代理人を選任することができる。

(職員の任命)
第十七条 事業団の職員は、理事長が任命する。

(役員及び職員の公務員たる性質)
第十八条 役員及び職員は、刑法(明治四十年法律第四十五号)その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなす。

第三章 業務

(業務の範囲)
第十九条 事業団は、第一条の目的を達成するため、次の業務を行う。

一 労働者災害補償保険法(昭和二十二年法律第五十号)第二十三條第一項の保険施設のうち、療養施設、職業再教育施設その他政令で定める施設の設置及び運営を行うこと。

二 失業保険法(昭和二十二年法律第四十六号)第二十七條の二第一項の施設のうち、政令で定める職業訓練施設、宿泊施設その他の施設の設置及び運営を行うこと。

三 前二号に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。

2 事業団は、前項各号に掲げる業務の遂行に支障のない範囲内で、委託を受けて、同項第一号又は第二号に掲げる施設を利用して、労働者の福祉の増進を図るため必要な業務を行うことができる。

(業務方法書)

第二十条 事業団は、業務開始の際、労働大臣の指示する方針に従つて業務方法書を作成し、労働大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 前項の業務方法書に記載すべき事項は、労働省令で定める。

第四章 財務及び会計(事業年度)

第二十一条 事業団の事業年度は、毎年四月一日に始まり、翌年三月三十一日に終る。

(予算等の認可)

第二十二條 事業団は、毎事業年度、労働大臣の指示する方針に従つて、予算、事業計画及び資金計画を作成し、当該事業年度の開始前に、労働大臣の認可を受けなければならない。これを變更しようとするときも、同様とする。

(決算)

第二十三條 事業団は、毎事業年度の決算を翌年度の七月三十一日まで完了しなければならない。

(財務諸表)

第二十四條 事業団は、毎事業年度、財産目録、貸借対照表及び損益計算書(以下本条中「財務諸表」という)を作成し、決算完了後二月以内に労働大臣に提出し、その承認を受けなければならない。

2 事業団は、前項の規定により財務諸表を労働大臣に提出するときは、これに予算の区分に従い作成した当該事業年度の決算報告書並びに財務諸表及び決算報告書に関する監事の意見書を添付しなければならない。

3 事業団は、第一項の規定による労働大臣の承認を受けた財務諸表を各事務所に備えて置かなければならない。

(利益及び損失の処理)

第二十五條 事業団は、毎事業年度、損益計算において利益を生じたときは、前事業年度から繰り越した損失をうめ、なお残余があるときは、その残余の額は、積立金とし

て整理しなければならない。

事業団は、毎事業年度、損益計算において損失を生じたときは、前項の規定による積立金を減額して整理し、なお不足があるときは、その不足額は、繰越欠損金として整理しなければならない。

(一時借入金)

第二十六條 事業団は、労働大臣の認可を受けて、一時借入金を行うことができる。

2 前項の規定による一時借入金は、当該事業年度内に償還しなければならない。

(交付金)

第二十七條 政府は、予算の範囲内において、事業団に対し、第十九條第一項第一号及び第二号に掲げる業務に要する費用の一部に相当する金額を交付することができる。

(余裕金の運用)

第二十八條 事業団は、次の方法による場合を除くほか、業務上の余裕金を運用してはならない。

一 国債の取得
二 銀行その他労働大臣の指定する金融機関への預金又は郵便貯金

(財産の処分等の制限)

第二十九條 事業団は、労働省令で定める財産を貸し付け、譲渡し、交換し、又は担保に供しようとするときは、労働省令で定める場合を除き、労働大臣の認可を受けなければならない。

(規程)

第三十條 事業団は、業務開始の際、次の事項について規程を定め、労働大臣の認可を受けなければならない。

ない。これを變更しようとするときも、同様とする。

一 会計に関する事項
二 役員及び職員給与及び退職手当に関する事項

(労働省令への委任)
第三十一條 この法律に規定するもののほか、事業団の財務及び会計に關し必要な事項は、労働省令で定める。

第五章 監督

第三十二條 事業団は、労働大臣が監督する。

(監督)

2 労働大臣は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、事業団に対して、その業務に關し、監督上必要な命令をすることができ、

(報告及び検査)

第三十三條 労働大臣は、必要があると認めるときは、事業団に対して業務及び資産の状況に關し報告をさせ、又はその職員に事業団の事務所若しくは事業場に立ち入り、業務の状況若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

2 前項の規定により職員が立入検査をするときは、その身分を示す証明書を携帯し、関係者にこれを提示しなければならない。

3 第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

第六章 雑則

(解散)
第三十四條 事業団の解散については、別に法律で定める。

(恩給)

第三十五條 恩給法(大正十二年法律第四十八号)第十九條に規定する公務員(以下本条中「公務員」という)又は同条に規定する公務員とみなされる者(以下本条中「公務員とみなされる者」という)が引き続き事業団の役員又は職員となつたときは、恩給法の一部を改正する法律(昭和二十二年法律第七十七号)以下「法律第七十七号」という。附則第十條の規定の適用については、同条第一項中「引き続き公務員又は公務員とみなされる者」とあるのは、「引き続き公務員若しくは公務員とみなされる者又は労働福祉事業団の役員若しくは職員として在職し」と読み替へるものとする。

2 他の法律の規定において法律第七十七号附則第十條の規定を適用するときは、前項の規定により読み替へられた同条第一項の規定を適用するものとする。

3 事業団の成立の際現に公務員又は公務員とみなされる者として在職する者が、引き続き事業団の役員又は職員となり、更に引き続き公務員又は公務員とみなされる者となつたときは、事業団の成立の際現に公務員又は公務員とみなされる者として在職する者が引き続き公務員又は公務員とみなされる者として在職し、更に引き続き事業団の役員又は職員となり、更に引き続き公務員又は公務員とみなされる者となつたときを含む)は、その公務員又は公務員とみな

される者に給すべき普通恩給については、当該事業団の役員又は職員としての在職年数数を公務員又は公務員とみなされる者としての在職年数に算入する。

4 第一項(他の法律の規定において第一項の規定により読み替へられた法律第七十七号附則第十條第一項の規定を適用する)ときを含む)及び前項の規定は、事業団の役員又は職員となるまでの公務員又は公務員とみなされる者としての在職年数が普通恩給についての最短恩給年限に達する者については、適用しないものとする。

5 第三項の規定の適用を受ける者についての恩給法第六十四條ノ二(再就職の場合の普通恩給)の規定の適用又は適用については、事業団の役員又は職員としての就職を再就職とみなす。

第三十六條 事業団は、前条第一項(他の法律の規定において同項の規定により読み替へられた法律第七十七号附則第十條第一項の規定を適用する)を含む)及び第三項の規定の適用を受ける事業団の役員若しくは職員であつた者又はその遺族の恩給の支払に充てる金額を、政令で定めるところにより、国庫又は地方公共団体に納付するものとする。

(大蔵大臣との協議)

第三十七條 労働大臣は、次の場合には、大蔵大臣と協議しなければならない。

一 第四條第二項、第二十條第一項、第二十二條、第二十六條第一項、第二十九條又は第三十條

の規定による認可をしようとするとき。

第二十条第二項、第二十九条又は第三十一条の規定により労働省令を定めようとするとき。

第三十二条第一項の規定による承認をしようとするとき。

第四十二条第二号の規定による指定をしようとするとき。

(他の法令の準用)

第三十八条 建築基準法(昭和二十五年法律第二百一十号)その他政令で定める法令については、政令で定めるところにより、事業団を国とみなして、これらの法令を準用する。

第七章 罰則

第三十九条 次の各号の一に該当する場合においては、その違反行為をした事業団の役員又は職員は、三万円以下の過料に処する。

一 この法律により労働大臣の認可又は承認を受けなければならない場合において、その認可又は承認を受けなかったとき。

二 第五十一条第一項の規定に違反して登記することを怠つたとき。

三 第三十九条に規定する業務以外の業務を行つたとき。

四 第二十八条の規定に違反して業務上の余剰金を運用したとき。

五 第三十二条第二項の規定による労働大臣の命令に違反したとき。

六 第三十三条第一項の規定に違反して報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したとき。

第四十条 第六条の規定に違反した者は、一万円以下の過料に処する。

附則

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(事業団の設立)

第二条 労働大臣は、第十条第一項の規定の例により、事業団の理事長又は監事となるべき者を指名する。

2 前項の規定により指名された理事長又は監事となるべき者は、事業団の成立の時に於いて、この法律の規定により、それぞれ理事長又は監事に任命されたものとする。

第三条 労働大臣は、設立委員を命じて、事業団の設立に関する事務を処理させる。

2 設立委員は、事業団の設立の準備を完了したときは、その旨を労働大臣に届け出るとともに、その事務を前条第一項の規定により指名された理事長となるべき者に引き継がなければならない。

第四条 附則第二条第一項の規定により指名された理事長となるべき者は、前条第二項の事務の引継を受けたときは、その引継を受けた日において、政令で定めるところにより、設立の登記をしなければならない。

2 事業団は、設立の登記をするこ

とによつて成立する。

(事務の引継)

第五条 政府は、事業団の設立に際し、労働者災害補償保険法第二

三条第一項の保険施設及び失業保

険法第二十七条の二第一項の施設であつて、事業団がその成立の日

において第十九条第一項第一号及

び第二号の規定により行うこととされている業務に相当するものに関する事務を事業団に引き継ぐものとする。

(設立に際しての出資)

第六条 政府は、事業団の設立に際し、その際現に有する前条に規定する保険施設及び施設の用に供する不動産及びこれに附属する物品その他事業団がその業務を行うに必要と認められる財産を目的として、これらの財産の価額の合計額に相当する額を事業団に出資するものとする。

2 第四項第五項及び第六項の規定は、前項の規定による政府の出資について準用する。

(最初の事業年度の特例)

第七条 事業団の最初の事業年度は、第二十一条の規定にかかわらず、その成立の日始まり、昭和三十三年三月三十一日に終るものとする。

第八条 事業団の最初の事業年度の業務については、第十九条第一項中「施設の設置及び運営」とあるのは、「施設の運営」と読み替へるものとする。

第九条 事業団の最初の事業年度の予算、事業計画及び資金計画については、第二十二條中「当該事業年度の開始前」とあるのは、「事業団の成立後遅滞なく」と読み替へるものとする。

(地方公共団体の出資)

第十条 地方公共団体は、当分の間、自治庁長官の承認を受けて、事業団に出資することができる。

2 第四項第四項から第六項までの

規定は、前項の規定による地方公共団体の出資について準用する。

(労働者災害補償保険法の改正)

第十一条 労働者災害補償保険法の一部を次のように改正する。

第二十三条に次の一項を加える。

政府は、前項の保険施設のうち、労働福祉事業団法(昭和三十三年法律第 号)第十九条第一項第一号に掲げるものを労働福祉事業団に行わせるものとする。

(失業保険法の改正)

第十二条 失業保険法の一部を次のように改正する。

第二十七条の二に次の一項を加える。

政府は、第一項の施設のうち、労働福祉事業団法(昭和三十三年法律第 号)第十九条第一項第二号に掲げるものを労働福祉事業団に行わせるものとする。

(労働者災害補償保険特別会計法の改正)

第十三条 労働者災害補償保険特別会計法(昭和二十二年法律第五十一号)の一部を次のように改正する。

第三條中「保険施設費」の下に「労働福祉事業団への出資金及び交付金」を加える。

(失業保険特別会計法の改正)

第十四条 失業保険特別会計法(昭和二十二年法律第五十七号)の一部を次のように改正する。

第三條中「保険施設費」の下に「労働福祉事業団への出資金及び交付金」を加える。

(登録法の改正)

第十五条 登録法(明治二十九年法律第二十七号)の一部を次のように改正する。

第十九条第七号中「石炭鉱業整備事業団」の下に「労働福祉事業団」を、「石炭鉱業合理化臨時措置法」の下に「労働福祉事業団法」を加え、同条第十八号中「日本開発銀行」の下に「労働福祉事業団」を加え、同条に次の一号を加える。

二十七 労働福祉事業団が労働福祉事業団法第十九条ノ業務ノ用に供スル建物又ハ土地ノ權利ノ取得又ハ所有權ノ保存ノ登記

(印紙法の改正)

第十六条 印紙法(明治三十二年法律第五十四号)の一部を次のように改正する。

第五條第六号ノ十一の次に次の一号を加える。

六ノ十一ノ二 労働福祉事業団ノ発スル証書、帳簿

(所得税法の改正)

第十七条 所得税法(昭和二十二年法律第二十七号)の一部を次のように改正する。

第三條第一項第四号の七の次に次の一号を加える。

四ノ八 労働福祉事業団

(法人税法の改正)

第十八条 法人税法(昭和二十二年法律第二十八号)の一部を次のように改正する。

第四條第二号中「森林開発公団」の下に「労働福祉事業団」を加える。

(地方税法の改正)

第十九条 地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)の一部を次のように改正する。

第七十二条の四第一項第二号中「森林開発公園」の下に「労働福祉事業団」を加える。

第七十三条の四第一項に次の一号を加える。

十 労働福祉事業団が労働福祉事業団法(昭和三十三年法律第一号)第十九条第一項第一号及び第二号に規定する業務の用に供する不動産で政令で定めるもの

第三百四十八条第二項に次の一号を加える。

十七 労働福祉事業団が労働福祉事業団法第十九条第一項第一号及び第二号に規定する業務の用に供する固定資産で政令で定めるもの

(行政管理局設置法の改正)

第二十条 行政管理局設置法(昭和二十三年法律第七十七号)の一部を次のように改正する。

第二条第十二号中「及び森林開発公園」を「、森林開発公園及び労働福祉事業団」に改める。

(建設省設置法の改正)

第二十一条 建設省設置法(昭和二十三年法律百十三号)の一部を次のように改正する。

第三条第二十六号の二中「日本道路公園」の下に「労働福祉事業団」を加える。

(労働省設置法の改正)

第二十二条 労働省設置法(昭和二十四年法律百六十二号)の一部

を次のように改正する。

第四条第十三号の次に次の一号を加える。

十三の二 労働福祉事業団法(昭和三十三年法律第一号)

に基いて、労働福祉事業団に対し、認可、承認その他監督を行うこと。

第五条の二に次の二項を加える。

3 大臣官房に労働福祉事業団監理官一人を置く。

4 労働福祉事業団監理官は、命を受けて、次条第一項第十一号の三に規定する事務を行う。

第六条第一項第十一号の二の次に次の一号を加える。

十一の三 労働福祉事業団の業務の監督その他労働福祉事業団法の施行に関すること。

(北海道開発法の改正)

第二十三条 北海道開発法(昭和二十五年法律百二十六号)の一部を次のように改正する。

第十二条第一項第二号中「日本住宅公園」の下に「労働福祉事業団」を加える。

昭和三十三年三月二十六日印刷

昭和三十三年三月二十七日発行

参議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局